四街道市青少年育成センターだより

一期一会

令和８年１０月１４日　**第３１４号**
四街道市青少年育成センター発行
住　所　〒284-8555　四街道市鹿渡無番地
電　話　０４３－４２１－７８６７
ＦＡＸ　０４３－４２４－８９２３
E-mail　yseishonen@city.yotsukaido.chiba.jp

身近な危険にアンテナを！

千葉県立四街道北高等学校３年　橋本　くる美

私が思う現代の社会問題はいくつかあります。まず１つ目は、ＳＮＳの利用問題です。現代の若者に、最近のＳＮＳで実際に自分自身が利用しているもの、または知っているというものを質問したら、かなり多くの数が挙げられると思います。あえて名前を出すならインスタグラムやティックトックは今の若者にとってはマストであり、日常生活の中で当たり前な存在になっている人の方が多いと思います。この２つは、誰もが簡単に利用できて、人とつながるための“手段”として使われることがほとんどだと感じています。

私自身も、上記に取り上げたＳＮＳを利用していますが、時々不安に思うことがあります。それは、便利で利用しやすいからこそ常に危険と隣り合わせということです。スマートフォン１つで世界中の人とつながることのできる嬉しさから、すぐそばにある危険に気づかずに利用し続け、何かの事件に巻き込まれてしまう。このようなことが現代ではとても増え続けていると私は感じます。

そこでＳＮＳを何か１つでも利用している人に、それぞれができる対策をしてほしいと思います。例えば、自分の持っているアカウントを“鍵アカ”にしたり、簡単に人とつながることができるメリットを危険と捉えたりして、その相手の名前や顔を知らない場合にはつながることを避ける、といった対策をしてほしいと思いました。当たり前なことかもしれませんが、その当たり前ができておらず、何かが起きてしまってから気づく人がいると思うので、１人でも多くの人がこのような対策を取って被害を防げる社会にしていけたらと思います。また、実際にあった危険なことの怖さを感じて分かってもらえるように、学校等では講演会などを行い、自らの行動を振り返れるような時間をつくることが大切ではないかと考えました。

２つ目は、闇バイトについてです。闇バイトでは、楽で簡単に高額なお金が手に入ると思いがちです。誰もが怪しいと思っていても、現代を生きる私たちは“少しでも楽をしてお金を稼ぎたい”、または、“楽をして稼げる”という考えについての危機感が薄れているのではないかと感じます。実際、闇バイトに関するニュースを目にすることが多くなりました。闇バイトに手を染める人は 10 代から 20 代が全体の 8 割を占めているそうです。そのような人は日常生活の中でお金に困っている人、遊び半分の軽い気持ちで応募しまう人など、それぞれの理由があると思います。でもたった１度の誤った判断で人生を棒に振ることになってしまうかもしれません。あるいは、命に関わることに巻き込まれてしまう可能性も十分にあります。このような危険がすぐ身近にもあるのだということを理解したうえで、自分を守るための情報モラルを身につけていってほしいと改めて感じました。

当センターでは子どもと保護者の悩み相談を受け付けています
四街道市青少年育成センター　（月）～（金）　９：００－１６：３０
相談専用電話　０４３－４２３－００６６　　フリーダイヤル　０１２０－４２３－００６
青少年育成センターへはメインエントランス以外に保健センター前サブエントランスからも入れます

◎「一期一会」は、市ホームページにも掲載してあります。青少年育成センターのページからご覧ください。

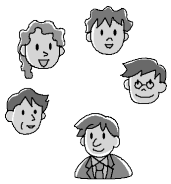
四街道市青少年育成センターの活動を振り返る

● 平成１２年４月　四街道市教育委員会主管により開所・業務開始

社会の急激な変化や新たな有害環境の出現に伴い、凶悪な犯罪などが低年齢化するようになり、そして少年非行も広域化・狂暴化している。今こそ地域社会、家庭、学校そして関係諸機関が手と手を取り合い、密接な連携を図り、乗り切っていかなければならない。このような時代の要請を受け、・・・・２０歳未満の青少年が問題行動に走らないようにするとともにあらゆる問題行動に対して自力解決できるよう指導・助言を図り青少年の健全育成を願い、さまざまな活動を行う。

※平成１２年度版「要覧」より基本方針を抜粋

● 平成２１年　「こども１１０番の家」事務局としての業務開始
● 平成２６年　ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）１名を配置（相談業務の充実）
● 平成２８年　指導課分室「教育サポート室」が育成センター内で業務を開始
（ルームよつばの運営、不登校児童生徒への支援、いじめ等生徒指導事業への対応）
● 令和６年　生徒指導（いじめ、不登校、虐待等）業務を指導課から移管（「教育サポート室」は閉室）
青少年問題協議会に係る業務をスポーツ青少年課から移管
第４６回四街道市青少年健全育成推進大会の運営開始
● 令和７年　ＳＳＷ１名増員　２名で業務を開始



●平成１２年業務開始時の主な活動（要覧より抜粋）

１．街頭補導活動
（１）計画補導
（２）地区補導
２．相談活動
（１）来所相談・・来所による相談
（２）訪問相談・・家庭や学校を訪問しての相談
（３）電話相談
（４）中学校訪問・・中学校を訪問し問題行動の実態を把握
（５）専門機関との連携
相談内容により警察署、児童相談所、医療機関との連携
３．環境浄化活動
（１）環境の点検・浄化
（２）有害環境の調査対策

● 令和８年の主な活動（要覧より抜粋）

１．相談活動
（１）来所相談・・青少年、保護者等の来所による相談
（２）訪問相談・・家庭や学校等を訪問しての相談
（３）電話相談
（４）ケース会議・・関係機関等の連携
（５）ＳＳＷ相談・・月１０日程度の相談
２．生徒指導
（１）いじめ防止・・いじめアンケートの実施他
（２）不登校対策・・「ルームよつば」、「校内教育支援センター」の運営　保護者との交流会
わくわくスマイルキャンプの実施　他
３．街頭補導
（１）計画補導（２）地区補導（３）５学区合同パトロール
（４）県下一斉合同パトロール（５）県下一斉広域列車パトロール　（６）所員の青パト車による巡回（随時）
４．学校・地域・関係諸機関との連携
（１）学校訪問・・小中学校の生徒指導上の課題等の把握
（２）不審者情報・・「よめーる」、教育機関への配信
（３）学校と警察との連携（４）児童虐待防止
（５）「こども１１０番の家」　他

「新たな有害環境の出現に伴い、凶悪な犯罪などが低年齢化するようになり、そして少年非行も広域化」・・・開所当初の基本方針の背景には「荒れる青少年」がありました。現在は様々な社会環境の変化もあり青少年育成センターの業務も変化を続け、抜粋したとおり多岐にわたっています。
　しかし「青少年の健全な成長」が我々の一番の願いです。今後も変化に迅速にかつ的確に対応する「青少年育成センター」をめざしていきたいと思います。

○９月の相談活動　［ ６９件 ］

電 話	２４	来 所	４５	訪問等	０

○９月の不審者情報

不審者情報はありませんでした。１０月は夕暮れが早くなります。「早く帰ろうね。」の声かけをお願いします。



○１１月の街頭補導予定（１４回）

２日（月）A	４日（水）D	５日（木）E	10 日（火）E	11 日（水）B	13 日（金）D	16 日（月）E
17 日（火）D	19 日（木）B	20 日（金）C	24 日（火）B	25 日（水）C	26 日（木）D	30 日（月）C

A 7:30-8:30　B 10:00-11:00　C 14:30-15:30　D 16:30-17:30　E 17:30-18:30